

回答書

回答日： 令和7年5月14日

担当課： 温暖化対策室

物品番号 第7号

物品名： 公共施設LED照明(賃貸借)

	質疑事項	回答
1	リース会社による入札参加を検討しております。 賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務(物件の搬入、保守等)について、当該業務を貴市から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。	契約書(案)第5条のとおり、特別な理由がある場合で、事前に書面による賃借人の承認を受けた場合は、第三者に再委託することについて妨げはございません。 (再委託または下請の禁止) 第5条 賃貸人は、本件業務を第三者に再委託し、または請負わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合で、事前に書面により賃借人の承認を受けた場合は、この限りでない。
2	前の質問(No.【1】)のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が貴市より請け負うことが法令上認められない業務(銀行法や建設業法等により規制される業務)がある場合、当社は、当該業務を貴市から受託するのではなく、貴市の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差支えないでしょうか。(当社の発注は法的には再委託にはなりませんが、再委託の場合(前の質問)と同様に売主等の業者に業務を行わせて良いでしょうか。)	契約書(案)第5条のとおり、特別な理由がある場合で、事前に書面による賃借人の承認を受けた場合は、第三者に再委託することについて妨げはございません。 (再委託または下請の禁止) 第5条 賃貸人は、本件業務を第三者に再委託し、または請負わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合で、事前に書面により賃借人の承認を受けた場合は、この限りでない。
3	本契約は長期継続契約とありますが、過去に歳入歳出予算の削減・減額により、賃貸借契約が変更・解除となった事例はありますか。	予算減額等により契約変更・解除となった事例はありません。
4	本契約は長期継続契約とありますが、歳入歳出予算の削減・減額や貴市のご都合のより、契約が変更または解除となった場合、貴市にて残賃貸借料のご負担を頂けるとの認識で問題ないでしょうか。	契約書(案)第23条に基づき対応いたします。 (翌年度以降の契約) 第23条 賃借人は、この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該契約に係る賃借人の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、賃貸人と協議のうえ、この契約を変更し又は解除できる。 2 前項の規定により契約を解除したことにより賃貸人に損害があるときは、賃貸人はその損害の賠償を賃借人に請求することができる。
5	物品の維持管理等につきまして、受注者より物件の売主等に委託を予定しております。 委託に関します貴市への承認取得等の手続きは、落札後の対応で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。契約書(案)第5条に基づき、対応します。 (再委託または下請の禁止) 第5条 賃貸人は、本件業務を第三者に再委託し、または請負わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合で、事前に書面により賃借人の承認を受けた場合は、この限りでない。
6	仕様書10(4)維持管理等につきまして、 受注者を介さず、物件の売主等を直接の連絡先とさせて頂く体制も可能でしょうか？	維持管理等の責任は受注者にありますが、物件の売主等を直接の連絡先とすることは問題ありません。
7	仕様書10(3)に関し、万一の場合の想定となりますが、物件が、天災地変(地震・津波・噴火等)、騒乱・テロ行為等不可抗力により、滅失または毀損した場合の補修・交換費用の負担についても、貴市にて負担頂けるとの認識で宜しいでしょうか(地震・噴火・津波等の天災地変は動産総合保険対象外です)。	ご認識のとおりです。
8	仕様書10(3)に関し、万一の場合の想定となりますが、物件が、天災地変(地震・津波・噴火等)、騒乱・テロ行為等不可抗力により、滅失または毀損し修理不能(契約終了)となった場合、残期間の残賃貸料の扱いも含めまして、別途協議をお願いできますでしょうか。	契約書(案)第24条に基づき、契約書に定めのない事項については、協議の上処理するものとしています。 (定めのない事項の処理) 第24条 この契約書に定めのない事項については、法令(草津市の条例等を含む。)の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人とが双方協議の上処理するものとする。

9	(仕様書11) 万一の場合の想定となりますが、天災地変(地震・津波・噴火等)、騒乱・テロ行為等不可抗力により、物件が滅失または毀損した際に、貴市や第三者に損害の発生の場合、受注者に帰責がない場合は、受注者は同損害について責任を免責されるとの認識にて宜しいでしょうか。	損害賠償については、契約書(案)第18条および第19条に基づき対応します。また、契約書に定めのない事項については、第24条に基づき対応します。 (損害賠償) 第18条 賃借人または賃貸人は、本件業務の遂行に伴い故意もしくは過失によって損害が生じた場合は、それぞれ賠償の責を負うものとする。 (損害のために必要となる経費の負担) 第19条 本件業務に関し、発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のため必要となる経費は、賃貸人が負担するものとする。ただし、その損害が賃貸人の責に帰すべきものでない場合は、この限りでない。
10	仕様書8(2)④の廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守の上、受注者が適正に処分すること。とありますが、受注者自らではなく、物件の売主等の業者にあたらせてもよいとの認識でよろしいでしょうか。	法律等に基づいて、適切に対応願います。
11	仕様書11 損害賠償の規定にて保険の記載があり、念の為、ご質問をお願い致します。 本案件で付保が必須となります保険は、動産総合保険のみとの認識で宜しいでしょうか？	仕様書P5.10.物件の維持管理等に基づいて、対応願います。
12	本案件にてご利用予定の賃貸借契約書の雛形を、事前に開示頂けますでしょうか。 指名通知6にて現地閲覧の記載を頂いておりますが、メールまたは、ファックスにてご案内を頂くことは可能でしょうか？	契約書(案)を添付します。
13	落札後に契約書条項の内容に関して協議することは可能でしょうか。	協議することは可能ですが、契約書の提出期限内に契約書を締結する必要があり、期限内に締結に応じていただけない場合は、契約の相手方となる資格を失う恐れがあります。
14	(入札通知書12(2)) 契約書の締結について、落札後10日以内に提出とありますが、 ①土日祝を含まない日数でしょうか。 ②提出期限の延長は可能でしょうか(受注者側でも押印の決裁等を行う必要があり、最終版契約書の決定タイミングによっては、10日以内の締結が間に合わない可能性が御座います)。	①10日以内には、土日祝日を含みます。今回は、6月5日までに契約書を提出いただきます。 ②提出期限の延長は原則できません。特別の理由があると認めたときは、草津市契約規則第29条に基づき対応します。 (契約書等の提出期限) 第29条 落札者は、第17条の規定による通知を受けたときは、契約書の作成を省略する場合を除き、当該通知を受けた日から、契約書の場合にあっては10日以内に、請書その他これに準ずる書類にあっては直ちに契約担当者に提出しなければならない。 2 契約の相手方が、前項の規定による期間内に契約の締結に応じないときは、契約の相手方となる資格を失うものとする。ただし、契約担当者が特別の理由があると認めたときは、その期限を20日の範囲内で延長することができる。
15	入札書について、以下回答願います。 (1)入札金額には「¥」は不要でも宜しいでしょうか。 (2)「入札金額はアラビア数字での表記で宜しいでしょうか？ (3)入札書の内訳の①は賃貸借期間5年の対象施設53か所の合計の月額賃貸借料を、②は賃貸借期間10年の対象施設10か所分の合計の月額賃貸借料金を表記との認識で宜しいでしょうか？	①必須ではありません。 ②ご認識のとおりです。 ③ご認識のとおりです。
16	本件、物件に誘導灯・非常灯も含まれるかと存じますが、誘導灯等につきましては賃貸借期間中の「法定点検業務」は、本入札業務の「対象外」でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。

17	本件調達には、外灯も含まれます処、照明を設置致します、柱やポール(不動産)は含まないとの認識でよろしいでしょうか？ 仮に含まれる場合、契約期間中の柱・ポール等の部分の所有者責任は貴市にご負担をお願い出来ますでしょうか？(契約期間中、ポール等を同土地にて無償にて、設置・継続させていただくこと等) 尚、ポール等は動産ではない為、動産総合保険や保守・保証の適用対象外となりますこと、ご理解をお願い出来ますでしょうか？	ご認識の通りです。
18	仕様書6) 賃貸借料のご精算スケジュールは、賃貸借期間開始後、1か月毎(翌月末日日)の毎月・均等金額のお払いをいただけるとの認識でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。
19	(仕様書8(2)⑩) 地元業者様の活用に関する記載が御座いますが、万一、活用出来ない場合も入札条件違反には該当しないとの認識で宜しいでしょうか？	ご認識のとおりです。
20	現地調査の結果、設置予定数と実際の数量に差異が判明しました場合、契約金額の変更(増加の場合は貴市ご負担を頂く)につきまして、ご応諾をお願い出来ますでしょうか？	その場合、別途協議願います。
21	仕様書4の設置期限について、以下回答願います。 本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議を頂くことは可能でしょうか(社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です)。	契約書(案)第24条に基づき、契約書に定めのない事項については、協議の上処理するものとしています。 (定めのない事項の処理) 第24条 この契約書に定めのない事項については、法令(草津市の条例等を含む。)の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人とは双方協議の上処理するものとする。
22	令和7年6月1日付にて代表者変更となる可能性がございます。 入札時と、契約時の代表者名義が相違となる可能性があり、落札後、本対応にかかり、別途協議をお願い出来ますでしょうか？	賃借人と賃貸人とは双方協議の上処理するものとします。
23	安定器の撤去については、安全に端末処理を行い絶縁処理を施す場合に限り残置としても宜しいでしょうか。	撤去まで実施願います。
24	例えば教育施設等の給食室等、長期休暇や施工可能日が限定される場所等については、イレギュラーとなりますが、施工期間の個別延長協議は可能でしょうか。	仕様書P1.4.賃貸借物品の設置期限のとおりでございます。
25	当事業については複数施設の大規模LED化事業として、1本の賃貸借契約案件となりますが実際の現地施工については施設ごと分かれることから、建業法における主任技術者や管理技術者等の配置については、個別施設での金額による判断としても宜しいでしょうか。	総事業費に対して、判断いただき、適切に対応願います。

26	賃貸借料金は、月額払いで使用月の次月初めに請求とありますが、お支払いは請求月末日までのお支払いで宜しいですか。	ご認識のとおりです。
27	現場代理人は、受注者ではなく実際に施工を担当する工事会社からの選任で宜しいですか。	工事会社からの選任で問題ありません。
28	経歴もしくは、資格のコピー添付については受注者ではなく実際に施工を担当する工事会社から選任した現場代理人名で提出させて頂いても宜しいですか。	ご認識のとおりです。
29	長期継続契約とありますが、翌年度以降に予算の削減等があった場合、事業者の損害を補填して頂けるという認識でよろしいですか。	契約書(案)第23条に基づき対応いたします。 (翌年度以降の契約) 第23条 賃借人は、この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該契約に係る賃借人の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、賃貸人と協議のうえ、この契約を変更し又は解除できる。 2 前項の規定により契約を解除したことにより賃貸人に損害があるときは、賃貸人はその損害の賠償を賃借人に請求することができる。
30	天災・世界情勢や本事業の関係者の反対等の影響が契約締結時より悪化し、事業開始期間を超えてしまう可能性がある場合、不可抗力とみなし協議いただけたらと考えてよろしいですか。	契約書(案)第24条に基づき、契約書に定めのない事項については、協議の上処理するものとしています。 (定めのない事項の処理) 第24条 この契約書に定めのない事項については、法令(草津市の条例等を含む。)の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人とが双方協議の上処理するものとする。
31	付保する動産総合保険は新価型か時価型かどちらですか。	新価型保険を付保願います。
32	時価型の場合、保険金額で補填できない部分は貴市の負担との認識でよろしいですか。	新価型保険を付保願います。
33	動産総合保険の付保期間はLED照明器具等設置からではなく、賃貸借期間開始日から賃貸借期間終了日間となりますがよろしいですか。	ご認識のとおりです。
34	郵便による入札とありますが、持参も可との認識で宜しいですか。 また、開札立会いについても委任状を提出すれば可との認識で宜しいですか。	お見込みのとおりです。 入札書到達期限 令和7年5月23日(金)17時00分までに、一般書留郵便、簡易書留郵便、持参のいずれかの方法で提出してください。 (開札立会については、立会委任状(様式は市ホームページの「郵便入札について」に掲載)を持参し、当日提出してください。)
35	現地確認後、数量等に変更が生じた際は契約金額変更の協議は可能でしょうか。	協議可能です。
36	仕様書P4(2)工事⑭シールの貼付についてシール記載内容を御指示下さい。	「賃貸借物品」、「受注業者名」、「賃貸借期間」の記載を願います。

37	仕様書P4(2)工事⑦発注者に提出する提出物とは、仕様書P5(5)提出書類の認識で宜しいですか。また、施工計画書は提出不要の認識で宜しいですか。	仕様書P4(2)工事⑦については仕様書P5(5)提出書類③、④の提出を下さい。また、施工計画書については仕様書P5(5)提出書類⑤その他の提出書類とし、工事における施工計画書相当のものを提出願います。
38	仕様書P4(3)現地試験は、各所施工完了当日ではなく賃貸借物品の設置期限内の認識で宜しいですか。	ご認識のとおりです。
39	仕様書P5(4)施工時の注意事項⑤什器等移動が必要なリストをご教示下さい。	現地調査の上、対応願います。
40	仕様書 並びに添付資料から読み取ることが出来ない仮設足場が必要な箇所などが落札後の調査で判明した場合、契約変更、金額変更等の協議の対象との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
41	仕様書8(2)⑪「必要に応じ照明器具等の落下が無いように適切な措置を講じること。器具交換を行うダウンライト等については、ワイヤーやロープ、チェーン等を用いて野縁受け等に緊結すること」とありますが、一般的には照明に落下防止措置を行うのは高天井用照明のみになります。また、一般照明は落下防止のための控えを取る場所が無いのが現状で、すべてに落下防止措置を施すには専用の支持材を新たに新設する必要があります。ここで示す「必要に応じ照明器具等の落下が無いように適切な措置を講じること。」とは高天井用照明を対象とする、という認識でよろしいでしょうか。	対象となる照明に落下防止措置を願います。
42	仕様書8(2)⑪「必要に応じ照明器具等の落下が無いように適切な措置を講じること。器具交換を行うダウンライト等については、ワイヤーやロープ、チェーン等を用いて野縁受け等に緊結すること」とありますが、直管LEDランプにおきましては JIS C8105-1 にて定められている、既設器具口金(G13)に対して装着できるランプ質量500g 以下の基準を下回る質量のランプにおきましては、落下防止措置を行う必要はないという認識でよろしいでしょうか	対象となる照明に落下防止措置を願います。
43	仕様書 8 照明ランプ及び照明器具交換工事(2)⑤「ランプ交換」の場合は既存照明器具を使用の上、LED 化に必要な結線替え等を行うこと」とありますが、結線替え等とは、安定器をバイパスし直接ソケットに給電する施工方法のこと、という認識でよろしいでしょうか。また、既設安定器のバイパス(切り離し)を必要としない直管型LEDランプは使用不可、という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
44	別添 機器一覧 対象施設一覧の50総合体育館の施工実施可能期間が12月15日から12月25日と設定されておりますが、仕様書 4 賃貸借物品の設置期限に記されている12月26日に対して、かなりタイトなスケジュールとなります。こちらの施設の施工開始期間をご指定の12月15日より早く開始することは可能でしょうか？また、施設管理者様との交渉を行う事は可能でしょうか？	指定の日時で設置願います。
45	本事業において、夜間作業が必須の施設はございますか。	現地調査の上、確認願います。
46	別添 機器一覧 対処施設一覧のなかで夜間工事に限定される施設は無いように見受けられますが、落札後の施設管理者様との調整の中で夜間工事が必須となった場合、契約変更・金額変更の協議の対象としていただけますか？	ご認識のとおりです。

47	別添 機器一覧 対象施設一覧で、学校が全て夏休み期間中の施工を指定されておりますが、落札後から施工までの期間がタイトになるため、事前の現地調査に関しては、授業や行事への配慮は行う前提で、平日日中の調査を御認めいただけますでしょうか。	必要であれば、可能の可否について施設管理者と協議願います。
48	仕様要求水準を満たさない製品での設置が市または第三者から指摘があった場合はペナルティ等の対象となるでしょうか。	ご認識のとおりです。但し、現地調査の上、変更が生じた場合は、別途協議願います。
49	契約書(案)を開示頂けますでしょうか。	契約書(案)を添付します。
50	新価特約付き動産総合保険は、機器の取得価格を補償の上限とする認識で宜しいでしょうか。 万が一修理費用が保険付保額を上回った場合は、保険適用範囲外として差額は市のご負担となる認識でよろしいでしょうか。	仕様書P5.10.物件の維持管理等に基づいて、受注者の責任および費用負担により速やかに対応願います。
51	契約後に現地調査を行った結果、別紙「施設別照明台帳」と異なる場合で器具の仕様、台数の変更による金額の変更は、協議により応じて頂ける認識で宜しいでしょうか。	その場合、別途協議願います。
52	アスベスト含有が疑わしい場合は「みなし」として施工、費用は受注者負担、とありますが、事前にアスベスト含有が疑わしい施設を確認済である場合はご教示頂けますでしょうか。 未確認の場合、積算のためにも凡その対象施設数を設定頂けますでしょうか。	アスベスト含有はないものとし、お見積りください。なお、昨年度の事業では確認されておりません。
53	定期的な保守点検は含まないとの認識で宜しいでしょうか。	法定点検は施設管理者で実施しますが、保守点検は必要に応じて対応願います。
54	撤去した既存照明器具、ランプ、安定器等は法令遵守の上、受注者が適正に処分すること、とありますが、落札業者(リース会社)は産業廃棄物の収集、運搬、処分の許可を受けておらず、廃掃法の違反となります。 既存物件の所有者が貴市であるため、廃掃法に基づき貴市を排出事業者として、貴市又は落札業者が認めた工事会社が産業廃棄物の収集、運搬、処分の契約締結における事務代行を受け、賃貸人が費用の立替払を行う認識で宜しいでしょうか。	法律に基づいて、適切に対応願います。
55	照度測定は主要の部屋のための測定で宜しいでしょうか。	施工したすべての施設が対象となります。
56	万が一、メーカー側の生産状況等、落札業者の責によらない事象により納期が間に合わない場合は、ペナルティなく納期を別途協議として頂くことは可能でしょうか。	契約書(案)第24条に基づき、契約書に定めのない事項については、協議の上処理するものとしています。 (定めのない事項の処理) 第24条 この契約書に定めのない事項については、法令(草津市の条例等を含む。)の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人とが双方協議の上処理するものとする。
57	作業員の駐車場、資材、廃材置き場等は対象施設の敷地内をお借りできる認識で宜しいでしょうか。	別途施設管理者と協議願います。

貸貸借契約書 (案)

契約番号	第 7 号
品名 仕様および数量	公共施設 L E D 照明（賃貸借）
契約金額	令和 8 年 1 月 1 日から令和 1 2 年 1 2 月 3 1 日まで（5 年間） 月額 円 注：上記の金額には取引に係る消費税及び地方消費税が含まれている。
	令和 8 年 1 月 1 日から令和 1 7 年 1 2 月 3 1 日まで（1 0 年間） 月額 円 注：上記の金額には取引に係る消費税及び地方消費税が含まれている。
納品期限	令和 7 年 1 2 月 2 6 日
契約期間	契約締結日から令和 1 7 年 1 2 月 3 1 日まで （地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約）
賃貸借期間	対象施設一覧に記載のとおり
	令和 8 年 1 月 1 日から令和 1 2 年 1 2 月 3 1 日まで（5 年間） 令和 8 年 1 月 1 日から令和 1 7 年 1 2 月 3 1 日まで（1 0 年間）
設置場所	対象施設一覧のとおり
契約保証金	免除

上記の賃貸借について、賃借人と賃貸人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により賃貸借契約を締結する。

この契約を証するため、この契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

賃借人 草津市草津三丁目13番30号
草津市長 橋川 渉

印

貸貸人

印

(総則)

第1条 貸貸人は、その所有する頭書に定める物品（以下「物品」という。）を頭書に定める内容により賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借するものとする。

2 貸貸人は、この契約書または頭書に明記されていない事項であっても、本件業務の性質上当然必要なものは、賃借人の指示に従い、貸貸人の負担でこれを処理しなければならない。

(賃料等の支払い)

第2条 貸貸人は、毎月賃借人が別に指示する方法により頭書に定める表記契約金額（以下「賃料等」という。）の月額を翌月に請求し、賃借人は、貸貸人から提出された適法な支払請求書を受領した日から30日以内に賃料等を支払うものとする。

なお、使用開始日および使用終了日が月の途中である場合は、次式により算出した金額とする。

月額料金（契約金額）×その月の使用日数÷暦日数（円未満切り捨て）

(債権の譲渡)

第3条 貸貸人は、この契約に基づいて賃借人の使用中の装置に債権その他の担保権を設定してはならない。

(権利義務譲渡の禁止)

第4条 貸貸人は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡または承継してはならない。ただし特別な理由がある場合で、事前に書面により賃借人の承認を受けた場合は、この限りでない。

(再委託または下請の禁止)

第5条 貸貸人は、本件業務を第三者に再委託し、または請負わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合で、事前に書面により賃借人の承認を受けた場合は、この限りでない。

(所有権の表示)

第6条 貸貸人は、装置に自己の所有物である旨および管理責任者の表示をすることができる。

(保険)

第7条 貸貸人は、装置につき賃貸借期間中継続して、貸貸人を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担するものとする。

2 賃借人は、動産総合保険約款に基づく保険事故が生じた場合は、直ちに通知しなければならない。

3 賃借人は、保険事故により保険会社から貸貸人に支払われた保険金の限度内において、貸貸人に対する賠償金の支払い義務を免れるものとする。

(装置の使用管理)

第8条 賃借人は、貸貸人の書面による承諾を得なければ、物品を表記設置場所以外に移転してはならない。

2 賃借人は、善良なる管理者の注意をもって装置を管理しなければならない。

3 貸貸人は、賃借人の故意または重大な過失によって装置の機能が低下し、または損傷したことによって損害を被った場合は、賃借人と貸貸人が同意して選出した第三者の損害に対する評価に基づき、賃借人に対してその賠償を請求することができる。

4 賃借人は、装置を第三者の権利の目的物とすることはできない。

(事故発生時の報告義務)

第9条 貸貸人は、本件業務を遂行する上で、事故等の発生により、本件業務の履行に支障を生じ、または生じるおそれがあると認める場合は、速やかにその事由を付して賃借人に報告しなければならない。

2 貸貸人は、前項の事故等が発生した場合は、即時に原因究明の調査および回復作業を行い、その状況を適時賃借人に報告しなければならない。

3 貸貸人は、前項の回復作業を行う場合は、賃借人の業務、事務等に支障のない方法を講じなければならない。この場合に必要な費用は、貸貸人の負担とする。ただし、事故等の原因が賃借人の責に帰すべき場合は、この限りでない。

(立入権および秘密保持)

第10条 貸貸人は、本件業務の遂行のため装置の据付場所に立入ることができる。

2 貸貸人は、前項の立入に際して得た業務上の秘密を、いかなる理由があっても第三者に漏えいしてはならない。

3 前項の規定は、この契約の終了または解除後であっても有効に存続する。

(物品の現状変更)

第11条 賃借人は、賃貸人の書面による承諾を得なければ、物品に他の物品を付着させまたは改造、模様替え、性能、機能、品質を変更させてはならない。

(物品の定着)

第12条 賃借人は、賃貸人の書面による承諾を得なければ、物品を不動産に定着させてはならない。

2 賃借人は、前項の承諾を得る際に、不動産の所有者等から、物品を不動産に附合させない旨の承諾書または証明書を、賃貸人の承諾を得るための書面に添付するものとする。

(危険負担)

第13条 装置の返還までに生じた装置の滅失および毀損についてのすべての危険は、賃借人が負担するものとする。ただし、通常の損耗または磨耗はこの限りでない。

2 賃借人は、装置が毀損したときは、賃貸人の選択にしたがい、自己の費用で次の各号に定めるとおりにしなければならない。

(1) 装置を完全な状態に復元または修理すること

(2) 装置と同等な状態または性能の同種物品と取替えること

3 装置が滅失(修理不能または所有権の侵害を含む。)したときには、賃借人は、賃貸人と協議して定める規定損害金額を賃貸人に支払うものとする。

(変更の契約)

第14条 賃借人は、必要がある場合は、この契約の内容を変更することができるものとする。ただし、この場合賃借人は、事前に書面をもって賃貸人に通知するものとする。

2 前項において、この契約の内容を変更する必要がある場合は、賃借人、賃貸人双方協議の上書面によりこれを定める。

(契約の解除)

第15条 賃借人または賃貸人は、次に掲げる一の事由が生じた場合は、催告をしないでいつでもこの契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 賃借人または賃貸人が、契約上の義務を履行しない場合、または履行する見込みがないと認められた場合。

(2) 賃借人が、この契約に違反した場合。

(3) この契約に違反し、賃借人が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、賃貸人がその違反を是正しないとき。

(4) 賃貸人が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(賃貸人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、賃貸人が法人である場合にはその役員、その支店または営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(以下この号において同じ。))または暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 賃貸人が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。

（違約金等）

第16条 賃借人は、前条により契約が解除された場合は、賃貸人に対して賃料等の100分の10に相当する金額（円未満の端数が生じた場合は、円未満を切り捨てた額とする。）を違約金として請求することができる。ただし、賃貸人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。また、違約金の請求は、損害賠償の請求を妨げない。

2 賃貸人は、この契約により賃借人に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を賃借人の指定する期限内に賃借人に納付しない場合は、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対し、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で算出した金額（円未満の端数が生じた場合は、円未満を切り捨てた額とする。）を延滞金として、併せて賃借人に納付しなければならない。

（損害賠償責任）

第17条 賃貸人は、次に掲げる一の事由が生じた場合には、直ちにその損害を賃借人に賠償しなければならない。

（1）賃貸人がこの契約に違反し、賃借人に損害を与えた場合。

（2）第15条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、賃貸人が賃借人に損害を与えた場合

（損害賠償）

第18条 賃借人または賃貸人は、本件業務の遂行に伴い故意もしくは過失によって損害が生じた場合は、それぞれ賠償の責を負うものとする。

（損害のために必要となる経費の負担）

第19条 本件業務に関し、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要となる経費は、賃貸人が負担するものとする。ただし、その損害が賃貸人の責に帰すべきものでない場合は、この限りでない。

（債権債務の相殺）

第20条 賃借人は、この契約に基づき賃貸人から賃借人に支払うべき債務が生じた場合は、賃貸人が賃借人に対して有する賃料等請求権およびその他の債権と相殺し、なお、不足がある場合賃貸人はその不足額について、賃借人の指定する期限内に賃借人に納付しなければならない。

（談合行為等に対する措置）

第21条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約およびこの契約に係る変更契約による契約金額（単価契約の場合は支払金額）の10分の1に相当する額を、賠償金として、賃借人に支払わなければならない。この契約による物品の納品が完了した後においても同様とする。

（1）公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、賃貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下第2号までにおいて「法」という。）第2条第6項の不当な取引制限をし、法第3条の規定に違反する行為がある、またはあったとして、法第7条第1項もしくは第2項（法第8条の2第2項および法第20条第2項において準用する場合を含む。）、法第8条の2第1項もしくは第3項、法第17条の2または法第20条第1項の規定による命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、賃貸人が法第2条第6項の不当な取引制限をし、法第3条の規定に違反する行為がある、またはあったとして、法第7条の2第1項（同条第2項および法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令が確定したとき。

（3）この契約に係る入札に関して、賃貸人（賃貸人が法人である場合にあっては、その役員または代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3の規定による刑が確定したとき。

（4）その他この契約に係る入札に関して、賃貸人が前3号の規定による違法な行為をしたことが

明白となったとき。

2 前項に規定する場合においては、賃借人は、契約を解除することができる。この場合における契約解除に係る違約金の徴収については、第16条の規定を準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、賃借人に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(合意管轄)

第22条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、賃借人の所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(翌年度以降の契約)

第23条 賃借人は、この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該契約に係る賃借人の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、賃貸人と協議のうえ、この契約を変更し又は解除できる。

2 前項の規定により契約を解除したことにより賃貸人に損害があるときは、賃貸人はその損害の賠償を賃借人に請求することができる。

(定めのない事項の処理)

第24条 この契約書に定めのない事項については、法令（草津市の条例等を含む。）の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人とが双方協議の上処理するものとする。

(契約履行の原則)

第25条 賃借人および賃貸人は、この契約を忠実に履行しなければならない。